

- 令和 8 年度秋田県立大学木材高度加工研究所自動車燃料単価契約に係る見積書等の提出について

令和 8 年度秋田県立大学木材高度加工研究所自動車燃料単価契約について、次のとおり見積書等の提出を求めるので、公告する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

公立大学法人秋田県立大学 理事長 福田 裕穂

1 見積書等の提出を求める事項

(1) 契約の名称

令和 8 年度秋田県立大学木材高度加工研究所自動車燃料単価契約

(2) 契約内容等

見積書等提出説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日

2 参加する者に必要な資格

(1) 公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第 8 条及び同規程第 9 条の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 自動車燃料のため、給油に支障がないよう県立大学から半径 5 km 以内とする。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、説明書及び仕様書の問い合わせ先

郵便番号 0 1 6 - 0 8 7 6 秋田県能代市宇海詠坂 1 1 - 1

秋田県立大学木材高度加工研究所総務・管理チーム

電話番号 0 1 8 5 - 5 2 - 6 9 0 0

(2) 見積書等提出説明書及び仕様書の交付方法

公立大学法人秋田県立大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成 1 8 年規程第 1 8 号）第 8 条に規定する休日を除き、令和 8 年 3 月 2 6 日から令和 8 年 3 月 3 0 日まで、随時交付する。

4 見積書等提出の期限及び場所

令和 8 年 3 月 3 1 日正午までに 3 に掲げる場所に提出すること。

5 その他

(1) 契約相手方の決定方法

見積業者が提出したレギュラーガソリンの単価が予定価格の範囲内である最低価格者を契約者とする。

(2) その他

① 契約締結後において、基準とする市況価格に 3 円以上の変動があった場合には、契約単価の変更について協議する。変更幅については市況価格の変動率をもとに算定する。

変更(増減)単価 = (変更申出時の市況価格 / 契約時の市況価格) × 契約単価

- ②協議申し入れについては変更希望月の前月末までに申し出ること。
- ③契約単価の変動による適用日は、上記申し出の翌月 1 日からとする。
- ④詳細は、見積書等提出説明書による。